

- 受付期間 令和4年7月26日(火曜日)～同年8月26日(金曜日)
- 意見提出人数：25名、意見総数：130件

11月24日 第11回改定検討会資料

※2ページ目以降、左欄「意見の概要」は、**中間のまとめ**の該当ページ、右欄「都の考え方」は、改定検討会で提示した**答申素案**の該当ページを指します。

主な意見の要旨

- 生物多様性の維持に重要な緑地については、開発対象区域にすることは避け、保全に努めることを優先すべき
- 御蔵島や利島のオオミズナギドリが、ノネコによる食害や夜間照明による光害などの影響を受け激減しているため、対策を講ずるべき
- 緑化において、その地域にいなかった「国内由来の外来種」や同じ種名でも遺伝的に異なる植物の導入は、生物多様性の損失を招くということを踏まえて取組を行うべき
- 都内の野生動植物についての調査を継続的に行うべき
- 自然史博物館や生物多様性センターのような、情報の収集・保管・発信、研究・教育、連携など多様な機能を持つ拠点を整備すべき
- 生物多様性の状態が減少の傾向から回復の軌道に乗ったかどうかを判定するための指標を示すべき
- 人手やノウハウの不足に対応するため、類似する課題を擁する自治体どうしが連携できるネットワークを構築し、情報や技術を共有すべき
- 行政側の人材育成を進め、区市町村も含めた行政の各部署に生物多様性や生態系をよく理解している人材を配置すべき
- 「(仮称)生物多様性地域戦略庁内推進会議」を通じ、庁内における縦割り化した組織を超えて横断的に施策を進めるべき

パブコメに寄せられた御意見と都の考え方

第1章 生物多様性とは		
	意見の概要	都の考え方
1	「生物多様性とは」の説明が専門家ではない一般都民にはわかりにくい。生物多様性とは何なのかの実感がないままだと、一般都民にとって生物多様性を守る行動が主体的に続いていかないと思う。	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p5</p> <p>※「生物多様性」とは、様々な自然があり、そこに特有の「個性」を持つ様々な生きものが、<u>様々な異なる環境の中で、いて、それぞれの命が互いの個性を活かしながら直接的・間接的に「つながり」あっていることをいいます。</u>、「生物多様性」には<u>たくさんの種類の生きものがいるだけでなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることの3つのレベルの多様性があるとされています。</u>生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があるとされています。</p> <p>そのほか、「3つのレベルの生物多様性」についても説明や図を追加いたしました。</p>
2	p19のコラム「さまざまな人獣共通感染症」について、「最近の研究では、シカ密度とシカのウイルスの抗体陽性率が正の相関を示したことから、SFTSの地理的拡大にシカの関与が疑われています。」との箇所に関しては、SFTSの拡大は生物多様性の劣化に起因するものであるとの研究例があることから削除あるいは訂正する必要がある。	<p>SFTSの拡大はシカだけが原因ではなく、様々な要因が関与していると考えられることから、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p19 コラム 5行目</p> <p>※最近の研究では、<u>シカ密度とシカのウイルスの抗体陽性率が正の相関を示したことから、SFTSの地理的拡大にシカの関与が疑われています。</u><u>近年の日本におけるシカ個体群密度の上昇と分布の拡大が報告され、シカの増加によってマダニが増えた可能性が懸念されています。</u></p> <p><u>しかし、SFTSの拡大は単純にシカの増加の問題だけと考えるべきではありません。感染症拡大は単一の要因ではなく、気候変動、都市化など生態系のバランスの変化や、人間のライフスタイルの変化など様々な要因が関与していると考えられます。</u></p>
3	p20について、東京都生物多様性地域戦略の位置づけは第1章より前に、この文章はどのような文書でどのような目的で書かれ、どのような法的根拠があるかはより詳細に書かれるべき。	東京都生物多様性地域戦略として公表する際に、「はじめに」の項目を設ける予定です。東京都生物多様性地域戦略における基本的事項についてはこのままの記載といたします。

第2章 東京の生物多様性の現状と課題

	意見の概要	都の考え方
4	p22-55の「東京における生物多様性の特徴」について、東京の山地、丘陵、台地、低地に元々（本来）どのような生態系があり、植生や生物群が存在しているのかその構造や構成の説明を記述すべきである。生物多様性地域戦略とはその地域にあるべき生態系や生息しているべき生物が生育できる状況を作り出していくことを目的とするものではないか。	第2章の「1.東京における生物多様性の特徴（2）東京の生物多様性の現状」p39-40では、山地や丘陵地などの地形区分ごとに、現在の東京に残されている多様で豊かな生態系について簡潔に解説しています。その上で、第3章の「東京の将来像」p110-125では、地形区分ごとの特性に応じた取組が必要として、地形区分ごとに主な課題と将来像を提示しています。
5	p39-40「東京の多様な生態系」の島しょ部について、藻場及びサンゴ礁についても東京の重要な生態系であるため記載していただきたい。	いただいた御意見のとおり、藻場とサンゴ礁の写真を掲載いたしました。
6	p40について、都では「みどり率」という緑化の尺度を使っており、水面の面積までが大面積に含まれ、真の緑地の評価がなされていない。緑被率という生態学的概念があるのだから、それを採用すべきである。	緑には、生物の生存基盤、潤いや安らぎ、防災、都市環境の改善という多面的な機能があります。こうした多面的機能は、樹林や草地などの緑に覆われた地表だけでなく、緑に覆われていない部分も含めた公園全体や、河川等の水面においても発揮されています。このため都では、公園内の緑に覆われていない部分や、河川などの水面の面積を加えた指標であるみどり率を採用しています。
7	p43の「東京の生きもの」について、直近の生物相の調査が98年となっており、早急な基礎調査をするとともに、その調査は、5年、10年毎などの定期的な実施すべきである。	第4章の基本戦略Ⅰ「行動方針4」p151では、行政の取組として、都内の生きものや自然環境の基礎調査や、定期的なモニタリング調査の継続的な実施などを今後の取組の方向性として提示しています。いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
8	p43の「東京の生きもの」について、「都において継続的に調査を行うことは、課題となっています。」とあるが、何が課題であるかを明示すべきである。	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p43 9行目</p> <p>※都において継続的に調査を行うことは、<u>情報を蓄積していくことが課題</u>となっています。</p> <p>こうしたことから、第4章の基本戦略Ⅰ「行動方針4」p151では、行政の取組として、都内の生きものや自然環境の基礎調査や、定期的なモニタリング調査の継続的な実施などを今後の取組の方向性として提示しています。</p>
9	p48-55「法令などで指定された重要な地域」について、ジオパーク（伊豆大島ジオパーク）が言及されていない。また、ユネスコエコパークや沖合海底自然環境保全地域もコラムではなく、「法令などで指定された重要な地域」の項目に上げるべきである。	いただいた御意見を踏まえ、ユネスコエコパーク、沖合海底自然環境保全地域及び日本ジオパークについて本文に掲載いたしました。
10	p51の自然公園について、もう少し踏み込んで記載すべきである。環境省のページでは「区域を指定して自然環境を保全する制度としては日本で最も広い面積を有している」と紹介されている。	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正するとともに、p51に都内の自然公園の配置図を追加いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p51 15行目</p> <p>※「国立公園」は、日本を代表するすぐれた自然の風景地として、自然公園法に基づき、全国で34か所が指定されています。<u>区域を指定して自然環境を保全する制度としては日本で最も広い面積を有しています。</u></p>

第2章 東京の生物多様性の現状と課題

	意見の概要	都の考え方
11	p63の水道水源について、主に表流水について記載しているが、東京には地下水を主に水道水源にしている自治体もあり、これらの地下水の流れも生態系のベースになっていると考えられることから地下水についても記載してほしい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p63 5行目 ※（前文）～利根川・荒川水系への依存度を高め、現在では東京の都営水道の水源の8割を占めています。 <u>なお、都営水道以外では、主に地下水等を水道水源としている自治体もあります。</u>
12	p78の「都市における緑の効用」について、都市に緑を導入する場合、人間のために快適空間創出のために園芸種を使うこと自体は悪いことではないが、園芸種や外来種によって創出された「緑」は「自然」ではない。快適空間創出のための緑化と、自然再生のための緑化は異なるということをきちんと理解し、都民にも周知してほしい。	いただいたご意見は、今後の普及啓発の参考といたします。また、御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p78 コラム 11行目 ※オフィスなどに自然緑を取り入れ、幸福度、生産性、創造性を向上させることが期待されています。
13	p80の栄養（窒素）循環の図の文字が読めないため、図をもっと大きく掲載すべきである。また、ゲンゲは中国原産であるため写真は削除か在来のマメ科植物（たとえばヤハズエンドウやヤブツルアズキ）に差し替えるべきである。	いただいた御意見を踏まえ、栄養（窒素）循環の図を大きく修正するとともに、ゲンゲの写真をやぶツルアズキに差替えました。
14	p81の人間活動による影響のひとつに、ぜひ「光害」についても触れてほしい。本土ではホタル、島嶼部ではウミガメの繁殖や夜間の海鳥の不時着に影響を与えている。	いただいた御意見を踏まえ、第4章にオオミズナギドリ被害のコラムを追加し、その中で光害についての説明を加えました。
15	p81-85に関して、農業関連で著しく衰退している東京の農業環境に関する危機感が感じられない。水田が今のペースで減り続ければ、農業用水路やそれと接続している水系全体の生物多様性が失われるてしまう。農業の新規就職希望者の支援や、農業者と市民とのマッチング事業なども民間に依存しており、都当局が組織的に真剣に、都市農業を保全していただきたい。	いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
16	p81-105の「東京の生物多様性がかかえる課題」については、現状の市民団体の高齢化等、構造的課題解決のために、もう少し具体的に掘り下げるべきである。	「東京の生物多様性がかかえる課題」の項目では、開発や外来種の侵入、気候変動などの直接要因による生物多様性への影響と、その背後にある人々の価値観や消費行動などの間接要因による影響について記載しています。一方、高齢化などによる自然環境を守る人材の不足についても課題として認識しており、p169の「自然環境分野における環境教育・人材育成の促進」の項目で課題として言及しています。
17	p81に関して、第1の危機（開発など人間活動による影響）についても、東京湾における水質汚濁に関連する赤潮・青潮についても記載していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。 【追記箇所】 p81 12行目 ※また、水質汚濁による生息・生育環境の悪化も顕著でしたが、その後アユが多摩川に復活するなど、河川の水質は大幅に改善されています。一方で、東京湾では富栄養化等による赤潮や貧酸素水塊の発生などの問題を依然として抱えています。 <u>その他、希少野生動植物の生息・生育環境の改変、個体の過剰採取・盗掘などは現在まで続いています。</u>

第2章 東京の生物多様性の現状と課題

	意見の概要	都の考え方
18	p89の「裸地化した造林地での土砂災害」の写真キャプションについて、この写真は災害ではなく、災害はその後に生じるものであるため、「土砂の流亡」（または「土砂の流出」）に修正していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p89 ※裸地化した造林地での土砂災害流出
19	p92のコラム「ニホンジカの食害による生態系の変化」について、埼玉や神奈川など近県と比べて東京都の取組は遅れている。コラムとして軽く触れるにとどまらず、項目を立てて都としてしっかりと取り組むべきである。	ニホンジカの対策については、都の取組をまとめた「（仮称）東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」に別途掲載するとともに、2022年3月に改定した東京都第二種シカ管理計画に基づき、更なる対策を進めてまいります。
20	p93のコラムで紹介されている「ナラ枯れ」や当資料では紹介されていないが、「クビアカツヤカミキリ」についても、都がイニシアティブをとって取り組むべきである。	都では「ナラ枯れ」対策として、ナラ枯れの要因となるカシノナガクイムシの防除事業や、ナラ枯れ対策に取り組む区市町村への財政支援により対応を行っています。また、クビアカツヤカミキリ対策については、区市町村に対して、講習会や技術指導、補助金等による支援を実施しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考といたします。
21	御蔵島だけでなく利島も、絶滅が危惧されるオオミズナギドリが10万羽規模で繁殖する貴重な繁殖地である。p94には外来種問題の代表例として「御蔵島でのノネコによるオオミズナギドリの食害」が示されているが、利島にも多くのノネコがおり、同様の問題が危惧されている。問題が深刻化する前に対策を講ずる必要がある。	いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。また、御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。 【追記箇所】 p94 ※伊豆諸島の御蔵島や利島でのノネコによるオオミズナギドリの食害
22	遺伝子レベルの生物多様性保全の推進について5章でも明記すべきである。	いただいた御意見を踏まえ、遺伝子汚染に関する説明を以下のとおり追記いたします。 【追記箇所】 P95 3行目 ※また、本来の自然分布では都内に生育しない植物や同じ種であっても異なる場所で生育した植物が植栽されることで、都内になかった遺伝子が持ち込まれ遺伝子汚染が生じる可能性があるため、植栽の際は慎重に検討する必要があります。
23	p98の地球温暖化に関連して、海洋酸性化の問題についても記載すべきである。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p98 6行目 ※また、世界の平均気温が上昇していくにつれて、陸域における極端な高温や大雨の発生確率の上昇、海洋酸性化などが高まると予測されています。
24	現代の都市開発や文明の動向に関する、抜本的な総括が感じられない。	第2章の「1.東京における生物多様性の特徴」P30-33では、現在の東京に残されている自然の多くが江戸時代以降に人との関わりの中で育まれてきたとして、人口の増加、都市の拡大、社会経済動向や生活様式の変化などによる自然環境の減少や自然の利用状況に加え、公園の増加や河川水質の改善など自然環境の保全・回復の取組状況について、東京における自然環境の変遷を簡潔に解説しています。

第2章 東京の生物多様性の現状と課題

	意見の概要	都の考え方
25	p107の基本理念について、「自然に対して畏敬の念を抱きながら」という表現は、まるで自然を擬人化するような文面であり、宗教的、非科学的で、かつ大衆の理解が深まるような分かりやすさのメリットがあるわけでもない、必要ない部分のため削除すべきである。	自然は人間の脅威となる一方で、自然の恵みは私たちに豊かな生活をもたらし、自然の美しさや神秘性は心を豊かにしてくれます。 そのような、私たちにとってかけがえのない自然を将来にわたって守っていくためには、地域の自然に理解を示し、自然への畏敬の念及び動植物などの命の尊さや自然の恩恵に対する認識を持つことが大切なことだと考えています。
26	p109図中の「市街地内のみどりの質の向上」について、「みどりの質」の具体的に説明が必要である。生物多様性保全という観点からいえば、栽培種や外来種に頼った緑化は「質の向上」とはほど遠いと考える。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。 【追記箇所】 p109 ※市街地内でも公園、社寺林、屋敷林、農地、企業緑地等のほか、自宅の庭など小さいみどりが、 <u>人による利用の視点とともに、生きもの本来の生息・生育環境となる自然の植生を参考に植栽されるなど、生態系に配慮した緑化が行われ、みどりの質が向上しています。</u>
27	p110の地形区分毎の生物多様性地の将来像について、地形だけでなく、地域の生活や産業、都市企画、文化といった、生態系サービスに関わる、あらゆる分野の把握と分析が不可欠であるにも関わらず、総合的な生物多様性の将来像が描かれていない。	p110-125「2050年東京の将来像」のとおり、地形区分の将来像に生態系サービスの要素も含めて記載しています。
28	p120の低地の将来像イラストの解説に、オオモノサシトンボに加えてヒヌマイトトンボも追記してはいかがか。	ヒヌマイトトンボについては、オオモノサシトンボと同様に2050年も東京での生息が望まれる重要な種であると認識しております。一方、イラストにおける種の掲載については、哺乳類、鳥類、昆虫類などの分類群が大きく偏らないように選定しているため、現行のままいたします。
29	p122の低地の主な課題と将来像で、ウミネコに関する内容を盛り込んでみてはいかがか。東京都区内の一部のビル街等では、屋上緑地にウミネコが営巣し、鳴き声・糞害・威嚇などで、人とウミネコの生活圏の重なりが問題になっている。ビル街から離れた場所にある貯木場跡や東京港近くの都有地等にウミネコの営巣地を誘導して、人との生活圏の重なりを避けた上でウミネコとの共存・保全をはかることができれば理想的である。	いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
30	p123の「島しょ部の将来像」のイラストで、三宅島と神津島の間のカムリウミスズメが示されているように、御蔵島と利島の間におオミズナギドリを示すなどの方法で、利島にも保護すべきオオミズナギドリの重要な繁殖地が存在することを明示していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【追記箇所】 p94 ※伊豆諸島の御蔵島や利島でのノネコによるオオミズナギドリの食害 利島のオオミズナギドリの重要な繁殖地であることは認識していますが、イラスト上の利島と御蔵島の位置が離れているため、オオミズナギドリの最大繁殖地である御蔵島付近にイラストを掲載しています。

第3章 東京の将来像

	意見の概要	都の考え方
31	p124で島しょ部におけるエネルギーの観点からの生物多様性への配慮について述べられている中で、電力の「発電」だけでなく「使用」の在り方についても言及いただきたい。海に囲まれた島しょ部では、周辺に光源が少なく光を遮る構造物も少ないため、夜間照明が生物や生態系に与える影響がきわめて深刻である。島しょ部における光害の問題があることを明示していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、第4章にオオミズナギドリ被害のコラムを追加し、その中で光害についての説明を加えました。
32	p124のB「ポニブルー」だけでなく、島のすばらしい景観全体のかけがえのなさにふれた上で、具体例の一つとして「ポニブルー」に触れるべきではないか。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。 【追記箇所】 p124 ※ <u>島しょ部では、独特の地形や地質、生物多様性を基礎としたかけがえのない景観が形成され、維持されています。</u> <u>例えば、小笠原諸島の海は明るく濃い青が特徴的であり、小笠原諸島を表現する「ポニン」の名称にちなんで「ポニブルー」と呼ばれています。</u> 小笠原周辺の海は、将来も生態系豊かなポニブルーの美しい海が広がっています。
33	p125の「固有種・希少種の保全と外来種の防除」の主な課題において、固有種の実例として、グリーンアノールによるオガサワラシジミの被害が示されている一方で、希少種の実例は示されていない。p94に外来種問題の代表例として挙げられている「御蔵島でのノネコによるオオミズナギドリの食害」を、ぜひ希少種の実例として明示していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、第4章にオオミズナギドリ被害に関するコラムを掲載いたしました。
34	p125について、ノネコによる食害により御蔵島のオオミズナギドリが激減し、地域絶滅の危機に瀕している。オオミズナギドリは御蔵島の生態系において大きな役割を果たしており、一種類の鳥の地域絶滅という問題ではなく、御蔵島の貴重な生態系全体の重大な危機であることを踏まえて、追記していただきたい。	
35	p125の「実際に固有種のオガサワラシジミはグリーンアノールによって大きな影響を受けたとされています。」という記載について、影響を受けたことは明確であることから「実際に、固有種のオガサワラシジミはグリーンアノールによって大きな影響を受け激減しました。」に修正していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p124 ※ <u>実際に、固有種のオガサワラシジミはグリーンアノールによって大きな影響を受け激減しました。</u>
36	p125の写真等について外来種の駆除などは、取組の姿なども紹介する方が効果的と思う。	いただいた御意見を踏まえ、p125のグリーンアノールの写真を差替えました。

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
37	p127の「東京の将来像を実現するための2030年目標」に、「2030年時点の生物多様性の状態が、2020年時点よりも良い状態になっている」ことを追記する必要がある。	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。</p> <p>【追記箇所】 p127</p> <p>※ネイチャーポジティブとは、「2020年をベースラインとして2030年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せること」とされています。都は2030年目標としてネイチャーポジティブの実現を目指します。</p>
38	生物多様性の状態が減少の傾向から回復の軌道に乗ったかどうかを判定するための指標（群）を東京都として検討し、示す必要がある。	いただいた御意見を参考しながら国の動向に注視してまいります。
39	基本戦略1の行動目標等として、区市町村ごとに30by30実現を掲げ、各区市町村での自然保護地域の拡大を支援するとともに、どうしても不足する分については、都内他地域等での生物多様性保全・再生の取組を資金面等で支援することにより補うことができるとする仕組みを、東京都として検討する必要がある。	東京は日本の首都で経済の中心地であり、東京の台地や低地の多くは民間開発により既に市街化が広く進んでいます。すべての区市町村に対し一律で30%の目標を設定することは現実的でないと考えますが、都としても、みどりの確保と適切な保全・管理が行われるエリアを増やすなど、国の30by30への貢献を図ってまいります。
40	東京都は30by30に対して、東京には山地、丘陵地、台地、低地、島しょ部があり、それぞれが独自の自然を保有していることから、各地形ごとの保護地として確保する数値目標を設定し2030年までに実現する戦略を明記していただきたい。	丘陵地及び台地を含む東京都保全地域は、2050年までに100ha拡大指定する目標を掲げています。また、企業、団体等に対しては、現在、国が検討しているOECM認定制度（「自然共生サイト（仮称）」）への登録を促すとともに、OECMの概念を取り入れ民間等の持つ緑地や水辺が生物多様性に配慮した形で保全・管理されるよう誘導していきたいと考えています。
41	p131の「生物多様性バージョンアップエリア10,000+」の指す内容が読み取れない。10,000haの達成目標と実現性を理解しやすいように記述してほしい。また、この目標は国際目標の「30by30」と対応するものと思われるので明記したほうがよい。	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p131</p> <p>※<u>生物多様性の保全と回復のためには、「森林や里地里山などの今ある自然を適切に保全管理していくこと」、「開発などで失われるおそれのある既存のみどりがこれ以上失われないよう確保すること」、「公園・緑地などのみどりを新たに拡大していくこと」の視点が必要です。2030年までにそのため、「自然地の保全管理」、「みどりの新たな確保」、「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持・向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置づけます。そして、2030年までに行政として「みどりの質の維持・向上を図るエリア」と「みどりの量を確保・拡大するエリア」を合わせて10,000haとすることを</u>目指します。</p>
42	p131の「生物多様性バージョンアップエリア10,000+」について、数値目標を掲げ植栽によって緑地面積だけ確保しても、植栽種の内容や植栽後の管理に問題があれば意味がない。	生物多様性バージョンアップエリアは、みどりの質の維持・向上とみどりの量の確保・拡大を図るエリアとし、みどりの量の確保だけでなく、みどりの質の維持・向上を進めていくことも目標としています。いただいた御意見は今後の取組の参考といたします。

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
43	p131について、既存のみどりの保全について重要視していない印象を与えるため、「みどりの保全・確保」に修正すべきである。	既存のみどりの保全については、自然地の適切な保全管理によりみどりの質の維持・向上を推進してまいります。
44	p132について、「2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図ることを目標とし、様々な主体とともに取組を実施します。」と修正いただきたい。	様々な主体が、野生生物の保全・回復が進む実効性のある取組を実施していくことを目標としていることから、以下のとおり追記いたしました。 【追記箇所】 p132 2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための実効性ある取組を様々な主体とともに実施することを目標とします。
45	p132の基本戦略Ⅱの行動目標について、社会課題の解決に資する価値の一つに「緑地におけるストレス解消」が挙げられているが緑地の機能や効果としての表現が不十分である。「調整サービス」(p67)として掲げられている要素も入れ込み、自然環境の保全・維持・拡大を前提としたグリーンインフラを積極的に推進していくことが明らかな行動目標にするべきである。	p132に記載のとおり、調整サービスの要素については、「災害防止」という言葉を用いて表現し、グリーンインフラも含めたNbSの取組の促進を目指してまいります。
46	p133の「生物多様性都民行動100%」について、ここで「すべての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標」と謳い、アンケートを指標とするとしているが空論である。本当に実効性を持たせるためには、1章の「生物多様性とは」の説明を大幅に修正して都民が自分事として実感できるようにしなければ、何も始まらないと思う。	都民の生物多様性に配慮・貢献する行動を把握する一つの方法としてアンケートを実施するとともに、多くの都民に生物多様性の危機を自分事として捉え、行動に移していただけるよう、生物多様性に関する普及啓発を推進してまいります。また、御意見を踏まえ、第1章についても修正いたしました。
47	p133について、都民だけに生物多様性への配慮・行動変容を求めるのではなく、行政・事業者・民間団体などにおいても、同様に求められる行動目標ではないか。	p133に記載のとおり、都民だけでなく、事業者・民間団体等、都内で活動するあらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進することを目標としています。
48	p134-176の「4. 東京都生物多様性地域戦略における取組体系」と「5. 基本戦略ごとの各主体による主な取組」の全体に関して、取組主体ごとに取組を記載するのは良いことであるが、一方で、土地所有、地権者によって取組は左右され、施策の在り方も根本的に変わる。実効性のある戦略作成にとって、避けてはならない課題である。 また、実効性のある戦略作りとなるためには数値目標がないのは課題である。困難なことだが、「数値目標を作成する」こと自体を課題にすることもできると思う。	いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。 数値目標については、別途、都の取組を取りまとめた「(仮称)東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」を作成し、可能な限り目標を設定していきたいと考えています。

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
49	<p>OECMについて、都独自の制度なのか。国の制度との違いをわかるように記述いただきたい。</p>	<p>都独自のOECMの制度を作るのではなく、現在、国が検討しているOECM認定制度（「自然共生サイト（仮称）」）への登録を促すとともに、OECMの概念を取り入れ民間等の持つ緑地や水辺が生物多様性に配慮した形で保全・管理されるよう誘導していきたいと考えています。いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p136 行政の取組 ※都内における「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」における保全の取組を促すについて、<u>国のOECM認定制度への登録を促すとともに、保全の取組を支援し、みどりの確保と適切な保全管理が行われるエリア（生物多様性バージョンアップエリア）の拡大を促進します。</u></p> <p>【修正箇所】 p136 事業者の取組 ※建築物等の敷地における緑地や水辺などを「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」<u>として位置づけ国のOECM認定制度に登録し、将来にわたって保全します。</u></p> <p>【修正箇所】 p136 教育・研究機関の取組 ※学校や大学、研究機関が所有する敷地の緑地や水辺などを「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」<u>として位置づけ国のOECM認定制度に登録し、将来にわたって保全します。</u></p> <p>【修正箇所】 p137 行政の取組 ※都内における「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」における保全の取組を支援し、<u>について、国のOECM認定制度への登録を促すとともに、保全の取組を支援し、分断しているみどりのネットワーク化を促進します。</u></p>
50	<p>p135について、特別地域を持たない五つの都立自然公園については、普通地域しかないため緩い規制で開発が可能となっており、このことについて現状の課題として第2章に明記するとともに、行政（都）の取組として、特別地域を持たない五つの都立自然公園を、生物多様性保全上重要な核心地域を特別地域として指定し、効果的な保全を進めるよう要望する。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。</p>
51	<p>p135について、都立自然公園には、秋川丘陵自然公園の小峰ビジターセンターしかなく、保全活動の拠点として十分でないと考えられることから、他の都立自然公園にもビジターセンターの整備を進めるべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。</p>
52	<p>p135について、河川や湿地の保全について記載していただきたい。</p>	<p>河川や湿地も生物多様性の保全上重要であると認識していますが、ここでは河川、湿地は「など」に含めています。</p>

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
53	p137について、教育・研究機関の取組に「都内および隣接県も含め、どのような地域にエコロジカル・ネットワークの創出・保全が必要か、専門的立場から調査・研究し土地管理者に提言します。」を追加いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。 【追記箇所】 p137 教育・研究機関の取組 ※都内及び隣接県も含め、どのような地域にエコロジカル・ネットワークの創出・保全が必要か、専門的立場から調査・研究し土地管理者に提言します。
54	p138の「生物多様性に配慮したまちづくり」について、実態は植栽種に從來使われなかったものを増やしただけのただの修景に見える。	都内で在来種の植栽による緑のネットワークの形成が進むことが重要であると認識しています。
55	在来種による緑化の推奨と同時に逸出のリスクが高い園芸植物の利用の抑制にも力を入れていただきたい。造園・住販会社、園芸植物の販売店、都民などに対して、不適切な緑化による新たな外来種問題発生リスクについて啓蒙していくことも重要である。	都では、「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」や「植栽時における在来種選定ガイドライン」を策定し、生物多様性に配慮した植栽や緑地管理の重要性について発信しています。
56	p139の「市街地における身近なみどりの保全・創出」について、「在来種」植栽は素人が適当に行うと、国内外来種の導入や系統の異なる個体による遺伝子攪乱(汚染)を引き起こす。ガーデニングや修景緑化に在来種利用を進めることは簡単ではないことを認識すべきである。	種子や苗木の入手に当たっては、植栽を行う場所やその周辺で採取された種子から育成した苗を入手することが望まれますが、現在、遺伝子情報が明らかな種子や苗木は十分流通しておらず、それらの確保が課題であると認識しています。都では、「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」や「植栽時における在来種選定ガイドライン」を策定し、生物多様性に配慮した植栽や緑地管理の重要性について発信しています。
57	p139について、「地域に応じた在来種を植栽」とあるが、「地域に応じた」の中身を戦略内においてその地域性や個体群に関する検討を行い明示すべきである。 また、行政あるいは専門機関・研究機関の取組として、植栽において在来種を使用する際、地域によって、どの地域集団や地理的範囲から苗木を調達すればよいかなどを、水系の分布や地形、そして周辺の自然環境の現況を参考に一定の基準を示したガイドラインを策定することを意識した文言を追記すべきである。	【参考】 ○生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/ecological_network_map.files/green_div_manual.pdf ○植栽時における在来種選定ガイドライン https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines.files/ns_guidelines_all.pdf
58	生物多様性の保全は、地域ごと固有の在来生物相を、地域絶滅を出すことなく保持することだと思ふ。都市域では、「在来種植栽」と称した地域外からの導入が行われているが、「在来種」といっても、その地域にはいなかった「国内外来」や、同じ「種名」がついていても遺伝的に異なるものが導入されれば、生物多様性はむしろ損なわれる。 グリーンインフラ、ビオトープ創出などの事業においても、緑ならば何でもいいわけではない。	
59	在来種の植栽は生物多様性保全のためにとっても良い考えだが、そのページのオープンガーデンの写真は、「地域に応じた在来種」ではなく対応していない。	いただいた御意見を踏まえ、p139の写真を差替えました。
60	p139について、東京湾の水生生物に多大な影響を及ぼしている赤潮・青潮を減らす事も併せて記載していただきたい。	水質改善を行うことが、赤潮や貧酸素水塊の改善にもつながっていくものと考えています。都の取組については、「(仮称)東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」での掲載を検討いたします。

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
61	土地開発全般に関して、限られた土地の中で、緑を増やすためまず規制すべきは新規の一戸建ての建築である。また、市街地・住宅地の集約や高層化、電車や電動自転車、電動キックボード等の比較的エコな移動手段の奨励に加え、各種規制の撤廃(電動自転車の速度制限緩和、電動キックボードの電車内持込の簡易化、購入・修理への補助金等)などを行うべき。	御意見につきまして、今後の各種政策の議論や検討の際の参考といたします。
62	都が事業主体となる開発事業について、生物多様性オフセットを原則とする制度創設に向けた検討を、地域戦略に掲げる必要がある。	都では、より質の高い緑化が進むよう、市街地の緑化に際して、東京の地域特性に合致した樹種の植栽や周辺緑地との連続性、生き物呼び寄せの工夫など、民間事業者が策定した緑化計画が生態系にどの程度配慮しているか、自ら評価できるツールを公表しています。いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
63	p141について、「保護すべき生きものが生息する地域で施工を行う場合は、生物関係の専門家の意見を伺う」「同様の建造物が過去に設置された事例がある場合、また新設した場合の経過時において、生きものへの影響が確認された場合には今後の施工の改善に取り組む」旨の追記を要望する。	開発に伴う生物多様性への影響を適切に回避・低減するほか、生態系に配慮した緑地や水辺を積極的に創出していくことが必要と考えています。いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
64	神津島村では、空港の延長案が計画されているらしいが、延長案が採用されると神津島の希少種に深刻な影響を与える事が危惧されるため、適切な事前調査及び審査を希望する。	現在、神津島空港で計画している空港施設の改修は、航空法等の改正に伴い、滑走路の端部に設置されている安全区域を拡張するもので、現在の空港用地を拡張するものではございません。
65	道路改修工事に伴う法面の吹き付け工事に外来種の種子が平気で使われているが、他の工法を使うなり、公共工事で外来種を侵入させない仕組みが必要である。	各種事業で植栽等を行う際は、生態系に被害を及ぼす外来植物を用いないよう配慮してまいります。いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
66	生物多様性の維持に重要な緑地については、開発対象区域にすることは避け、保全に努めることを優先すべきである。行政が実施する公共工事や施設改修等においても、既存のみどりの保全を最優先に検討するべきである。	行政が実施する公共工事や施設改修等においては、法令の対象とならないものについても、生物多様性への影響の回避・低減に努めるとともに、積極的に生態系に配慮した緑地や水辺の創出に努めてまいります。
67	p144について、行政の取組に「希少な野生動植物が生育・生育する生物多様性上重要な自然地を保護地域として指定するほか、生物多様性の回復・復元に向けた取組を進めます。」に修正いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p144 行政の取組 ※希少な野生動植物が生息・生育する生物多様性上重要な自然地を保護地域として指定するほか、 <u>生物多様性の保全・回復に向けた取組を進めます。</u>
68	p144について、事業者の取組に「新たな事業計画地では、希少種の生育生息地破壊や生物多様性の損失を招かないか調査し、保全策を講じます。」を追加いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。 【追記箇所】 p145 事業者の取組 ※ <u>新たな事業計画地では、希少種の生育・生息地の破壊や生物多様性の損失を招かないか調査し、保全策を講じます。</u>
69	都の他の部局との連携が、いまひとつ曖昧である。条例については、緑地の保全、しかも量の保全に留まっており、植物や動物について規定していない。具体的な開発問題にぶつかった時、各条例は無効である。他の部署との連携や条件の中身を改定する努力をするべきである。開発に対しても、届出制であることが多く規制がかけられていない。	東京都自然保護条例や東京都環境影響評価条例等の法令に基づき、開発事業を適切に審査し、生物多様性への影響の回避・低減、緑の創出を行います。また、都の要綱に基づき、地域に応じた在来種の植栽など生態系に配慮した緑化を促進してまいります。

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
70	p145について、教育・研究機関の取組を「希少種を含む東京都の生きものの生育生息状況を調査・研究し、専門的立場から、生物多様性保全策を提言します。」と修正いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p145教育・研究機関の取組 ※効果的な希少種保全に関して、 <u>希少種を含む東京の生きものの生育生息状況を調査・研究し、専門的立場から生物多様性保全策を提言します。助言を行います。</u>
71	島しょ部ではミズナギドリ科の海鳥が巣立つ時、人口の光に誘引されて墜落死する事故が多発している。そこで、「行政の取組」に「島しょ部における、海鳥の巣立ちに配慮した屋外照明の設置」を、「都民の取組」に「島しょ部における、市民による海鳥救護フローについての普及啓発」を、それぞれ追記していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、第4章でオオミズナギドリの被害に関するコラムを掲載いたしました。
72	光害によるオオミズナギドリの巣立ちの妨害について、御蔵島や利島では対策が取れていないが、小笠原や神津島ではライトダウンが行われ被害が減ったと聞いている。そこで、行政の取組として、「類似する課題を有する自治体同士が連携できるネットワークを構築し、情報や技術を共有することで活動を効率化する」旨の追記を要望する。	いただいた御意見を踏まえ、以下の記載を追記いたしました。 【追記箇所】 p166 行政の取組 ※ <u>類似する課題を持つ自治体同士が連携できるよう自治体間のネットワークを構築し、情報や技術を共有することで活動を効率化するとともに、広域的な活動の促進を図ります。</u>
73	御蔵島では現在、研究者と我々が連携して、オオミズナギドリを捕食する野生化ネコの調査・研究を行っており、御蔵島の野生化ネコについては相当に研究が進み、捕獲のためのノウハウも蓄積されつつある。研究者等により蓄積した野生化ネコ捕獲のノウハウを活用して、行政にも御蔵島の野生化ネコ捕獲に積極的に関与していただきたい。	いただいた御意見は、国と共有し今後の取組の参考といたします。
74	御蔵島に設置されている落石防止フェンスは、オオミズナギドリのトラップとなり、毎年鳥が閉じ込められ死亡する事故が起きている。事故を防止するために、新設する落石防止フェンスの形状に関する見直しを要望する。また、御蔵島の街灯を野生動物への影響が少ない形状への切り替えをしていただくことを要望する。	いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考といたします。
75	御蔵島は行政とボランティア団体の連携が取れていない。とはいえ、小さい規模の島において、自治体が完全に主導でこの事業を行うことは、非常に難しいように見受けられるため、東京都や環境省による「技術的、財政的支援」を要望する。	いただいた御意見は、国と共有し今後の取組の参考といたします。
76	保全すべき生物多様性が残されている地域には、島しょ部や山地のような人口が少なくコミュニティが閉鎖的である地域も多く、そもそも外部のNPOや専門家等との協働が難航する例が多いのが実情である。 そこで、行政（とりわけ市町村）の取組として、地域住民と外部のNPOや専門家との関係を「調整」することを明示していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下の記載を追記いたしました。 【追記箇所】 p146 行政の取組 ※ <u>地域における市民協働による外来種対策が促進されるよう、外来種対策の重要性を啓発し、市民の理解と協力を促すとともに、NPOや専門家等と協働し、対策に携わる人材育成や効果的な防除技術の普及啓発を推進します。</u>

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
77	国内外来種もきちんと対策が必要である。まず、国内外来種も問題であるということをきちんと啓発する必要がある。さらに、どの種が国内外来種にあたるのか科学的根拠をもって判定するために、地域ごとの生物相調査や継続的なモニタリングをさらにしっかりと取り組む必要がある。	いただいた御意見を踏まえ、外来種に関するコラムを追加いたしました。今後とも外来種問題の普及啓発や外来種に関する調査を進めてまいります。
78	外来種の防除として、東京港から運送される島嶼行きのコンテナを厳重にチェックするようお願いしたい。	いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
79	小笠原諸島への定期船おがさわら丸の乗船時には、靴底の清掃等を行っている。伊豆諸島行きの定期船や調布からの飛行機に乗る際にも靴底の清掃等をお願いしたい。	いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
80	p146に関して、特定外来生物の防除については、法により運搬が禁止されているために防除後の処理が解決できない。行政の取組として、NPOや都民による特定外来生物の防除後の手続きや処理を支援する取組を加えていただきたい。	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。</p> <p>なお、特定外来生物の運搬については、国から運用の通知が出ていますので下記にURLを掲載いたします。</p> <p>【参考】特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（植物の運搬及び保管）について https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/files/150109sekoutuuchi.pdf</p>
81	p149の野生動物の保護管理について、山間部と都市部では問題の所在やとるべき対策がかなり異なるので、分割して詳しく記述していただきたい。	いただいた御意見は、都の取組を取りまとめた「（仮称）東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」を作成する際の参考といたします。
82	近年、江東区や墨田区を中心にビル屋上でウミネコが繁殖することによる住民への被害が相次いでおり、巣や卵、ヒナの駆除・撤去がなされている。一方で、ウミネコは日本全国で個体数が減少しており、今後、絶滅が危惧される状況になりかねない種である。本種については駆除以外の取組も進め、江東区隅田川にある「豊洲貯木場跡」のコンクリート堤防のような人への被害がない区域での繁殖地の創出、誘導を実施すべきである。	いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
83	p150について、教育・研究機関の取組の「野生動物に関する保護及び管理、被害対策、共存策などについて、専門的立場から助言を行います。」「野生動物の分布状況などについて、調査・研究を行います。」をまとめ「野生動物の分布状況を調査し、野生動物に関する保護及び管理、被害対策、共存策などについて研究を行い、専門的立場から提言します。」に修正いただきたい。	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p150 教育・研究機関の取組</p> <p>※野生動物に関する保護及び管理、被害対策、共存策などについて、専門的立場から助言を行います。野生動物の分布状況などについて、調査・研究を行います。野生動物の分布状況を調査し、野生動物に関する保護及び管理、被害対策、共存策などについて研究を行い、専門的立場から提言します。</p>

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
84	生物多様性の保全のため具体的な拠点について触れられていない。自然史系博物館が、不可欠である。	
85	現在、東京都民に寄り添う都の自然史博物館がありません。都民の行動変容を目指すのであれば、都の博物館を拠点とすることが効果的であり、専門家の育成にもつながると考える。	
86	東京の自然環境情報に関する標本などの収集管理は、研究機関ではなく東京都自体が行わなければならない。都の役割として博物館や多様性センターといった主体づくりを取組に加えるべきである。	
87	野生動植物の最新情報を収集把握し、解析、予測し、それに基づいて保護計画を実施する機関（研究センター、博物館など）を整備すること、人材を育成することが必要である。また、生物多様性を支える人材育成においては、教育・研究機関は、専門的な立場から助言するだけでなく、調査、ビッグデータ解析、保護策を策定などができる人材を育成していただきたい。	
88	デジタルだけでなく自然史博物館のような、情報の収集・保管・発信だけでなく、普及啓発や研究・教育も含めた総合的で多様な機能を持つ拠点整備をしていただきたい。	都内の自然環境情報の一元化に努めるとともに、それら自然環境情報を基にデジタルを活用したコンテンツにより東京の自然の魅力を発信する機能、様々な関係者間との連携・協力を促進し必要な情報の提供・助言を行う機能をもつ拠点の整備を検討し、実現を目指します。いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
89	自然史博物館設置の準備室として生物多様性センターの設置くらいは戦略として書いていただきたい。	
90	自然環境情報の収集・保管・発信について、高等教育機関への予算配分が少なく、またマンパワー不足のため、教育・研究機関が対応を行う余裕はない。東京都独自の自然史博物館を新たに造ることこそが、都の予算規模・人口規模からして本来あるべき姿である。デジタル情報の管理について、大学院修了レベルの専門的な知見を備えた、様々な部門のある程度の数の研究員や学芸員が長期間にわたって業務を担当しなければ、充実した業務はなし得ない。デジタル情報のネットワークを築くこと自体は大変有意義だが、博物館機能の中核を担う標本収蔵庫をもつ機関があつてこそ、初めて有効に機能し得る。新たな保管・活用施設を設置することも強く求める。	
91	p151-152について、東京都にある標本を扱う教育・研究機関は多くなく、いくつかの機関は活動を終了し、活動状況がわからなくなっている。このような状況を東京都は理解した上で、都は標本などの収集管理を教育・研究機関の取組みとすべきと考えているのか。教育・研究機関における標本管理は、専門家のサポートや専門施設でのサポートなしには、維持できないことから、環境部局が都内の大学や研究機関、及び都の教育委員会との話し合いを始め、サポート体制を整えていただきたい。	

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
92	p151について、行政の取組を「都内の自然環境情報の一元化に努め、それら自然環境情報を基にデジタルを活用したコンテンツにより東京の自然の魅力を発信する機能を持つ拠点の整備を検討し、実現を目指します。【都】」に修正いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p151 行政の取組 ※都内の自然環境情報の一元化に努め、それら自然環境情報を基にデジタルを活用したコンテンツにより東京の自然の魅力を発信する機能を持つ拠点の整備を検討し、 <u>実現を目指します。</u>
93	行政の取組として、保全の取組は最新の正しい情報に基づく必要があり、このための基礎調査及びモニタリング調査に力を入れて取り組んでいただきたい。	第4章の基本戦略Ⅰ「行動方針4」p151では、行政の取組として、都内の生きものや自然環境の基礎調査や、定期的なモニタリング調査の継続的な実施などを今後の取組の方向性として提示しています。いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
94	p154について、民間団体の取組を「行政や山林所有者と連携しながら、植栽や下刈り、間伐、歩道づくりなど森林整備を行います。」「行政や山林所有者と連携しながら、丘陵地などの雑木林の森林整備を進め、発生した木材を都民に有効利用を働きかけます。」に修正いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p154 民間団体の取組 ※行政や山林所有者と連携しながら、植栽や下刈り、間伐、歩道づくりなど森林整備を行います。 ※行政や山林所有者と連携しながら、丘陵地などの雑木林の森林整備を進め、発生した木材を都民に有効利用を働きかけます。 <u>販売します。</u>
95	p154について、教育・研究機関の取組に「森林資源を循環活用し、地域経済と生物多様性保全の両立を図るための方策を調査・研究し、専門的立場から提言します。」を追加いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。 【追記箇所】 p154 教育・研究機関の取組 ※森林資源を循環活用し、地域経済と生物多様性保全の両立を図るための方策を調査・研究し、 <u>専門的立場から提言します。</u>
96	p155のコラムで人工林整備が事例として挙げられているが、木材生産を目的した森林管理と、生物多様性保全を目的とした森林管理は別物である。生産と保全の両立や折り合いをつけることは可能だが、同じではないことはきちんと伝えるべきである。	いただいた御意見は、今後の普及啓発の参考といたします。
97	p157について、教育・研究機関の取組を「農産物の供給だけでなく、生物多様性の保全や雨水貯蓄・雨水浸透など、都市農業が発揮する多面的機能について、調査・研究し、提言します。」に修正いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p157 教育・研究機関の取組 ※農産物の供給だけでなく、生物多様性の保全や <u>雨水貯留・雨水浸透</u> など、都市農業が発揮する多面的機能について、調査・研究し、 <u>提言します。</u>

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
98	<p>レインガーデンは、一般に想像する「自然環境」ではない。「自然環境」が有する機能の社会課題解決への活用と定義されるグリーンインフラに対する誤解の拡散につながらないように、例示に当たっては「自然環境」を活用した事例を掲載する必要がある。また、エコロジカル・ネットワーク形成の考えを土台とするグリーンインフラの計画的配置・推進を検討する必要がある。</p>	<p>レインガーデンは、湿地に対応する植物が植えられ、雨水浸透機能や植物の蒸散作用など自然環境が有する機能を持つことから、グリーンインフラの例の一つと認識しています。グリーンインフラ官民連携プラットフォームが作成しているグリーンインフラ事例集の中でもレインガーデンが紹介されています。</p> <p>また、公園・緑地、農地、河川、用水、街路樹、運河、崖線の緑などのグリーンインフラを整備・保全することでエコロジカル・ネットワークを形成し、生きものの生息・生育環境のつながりを図ります。</p> <p>【参考】グリーンインフラ事例集 https://data.kd-net.ne.jp/jirei.pdf</p>
99	<p>p164とp170の記載について、学校ビオトープだけでなく、「園庭ビオトープ」を付け加える必要がある。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p164 教育・研究機関の取組 ※学校での自然環境教育や自然体験学習の場として、東京の多様な自然を活用するとともに、校内にも生物多様性に配慮した<u>学校ビオトープ</u>や<u>園庭ビオトープ</u>を創出するなど、身近に自然との触れ合いの場を整備し、自然環境教育に利用します。</p> <p>【修正箇所】 p170 教育・研究機関の取組 ※公園・緑地や学内の<u>学校ビオトープ</u>・<u>園庭ビオトープ</u>などを活用して自然環境教育を行うほか、<u>園児</u>・<u>児童</u>・<u>生徒</u>とともに保全活動実施します。</p>
100	<p>p164について、教育・研究機関の取組を「エコツーリズムや日常的な自然体験活動、地域循環共生圏など自然環境の保全と利用の両立に関して、専門的立場から調査・研究し提言します。」に修正いただきたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p164 教育・研究機関の取組 ※<u>エコツーリズムや日常的な自然体験活動、地域循環共生圏</u>など自然環境の保全と利用の両立に関して、専門的立場から<u>調査・研究し、提言助言</u>します。</p>
101	<p>p164について、都として伝統知・地域知の散逸を防ぎ、情報収集とアーカイブ化に取り組むことが必要である。まずは関係する各部局で、これまでに伝統知・地域知に関連する取組を持ち寄ってリスト化することから始めたらどうか。</p> <p>また、地域知の重要性の認識が高い、あるいは、活用することができた伝統知が多い基礎自治体では、生物多様性に対する住民の意識の変化が高くなっていったという事例もあるため、伝統知・地域知の情報収集と継承をセットで取り組まれることを期待する。</p>	<p>東京の伝統的な食文化の普及啓発、屋敷林を含む農の風景、里地里山の保全などにより、地域の自然に根差した歴史・文化・伝統知の保全・継承を進めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。</p>
102	<p>p164について、地域の自然に根差した歴史・文化は、本行動方針の中で述べられている里地里山、農地や屋敷林だけにあるものではなく、長い歴史を刻み、先人たちから受け継がれてきた公園・緑地の保全・継承についても、文化的観点から重要である。</p>	<p>里地里山、農地や屋敷林だけでなく、公園・緑地についても保全・継承していくことは文化的観点からも重要であると認識しています。</p>

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
103	p164について、「里地里山の美しい警官」ではなく「里地里山の美しい景観」ではないか。	いただいた御意見のとおり、修正いたしました。 【修正箇所】 p164 ※里地里山の美しい警官景観や歴史・文化、豊かな生態系を保全・継承していきます。
104	p164について、行政の取組を「農地や屋敷林がまとまって残る農のある風景や歴史遺産と一体となった自然を保全し、OECMの登録を促進します。」に修正いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p164 行政の取組 農地や屋敷林がまとまって残る農のある風景や歴史遺産と一体となった自然を保全し、 <u>OECMの登録を促進</u> します。
105	p165について、都民の取組に「地域の自然環境と文化につながりについて、調べ学び、多世代に渡って受け継ぎます。」を追加いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。 【追記箇所】 p165 都民の取組 ※ <u>地域の自然環境と文化につながりについて、調べ学び、多世代に渡って受け継ぎます。</u>
106	p165について、教育・研究機関の取組を「地域の人々のくらしや自然に根付く伝統文化や知識、技術、食文化を調査・研究、将来を担う次世代にもそのつながりをわかりやすく伝えて行きます。」に修正いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p165 教育・研究機関の取組 ※ <u>将来を担う次世代に対して、地域の人々のくらしや地域に根付く伝統文化や知識、技術、食文化を調査・研究し、将来を担う次世代にもそのつながりをわかりやすく伝えていきます。</u>
107	生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた行動が進まない背景として、人手やノウハウの不足が挙げられる。そこで、類似する課題に取り組む複数の自治体が情報や技術を共有することで、活動の効率化や深化を促せると考える。 さらに、複数の自治体が連携し、定期的に情報交換することで、各自治体の積極的な活動を促す効果も期待できると考える。そこで、行政（とりわけ市町村）の取組として、「類似する課題を擁する自治体どうしが連携できるようネットワークを構築し、情報や技術を共有することで活動を効率化するとともに、広域的な活動への発展を図る」という主旨を盛り込んでいただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下の記載を追記いたしました。 【追記箇所】 p 166 行政の取組 ※ <u>類似する課題を持つ自治体同士が連携できるよう自治体間のネットワークを構築し、情報や技術を共有することで活動を効率化するとともに、広域的な活動の促進を図ります。</u>
108	p167について、教育・研究機関の取組を「都民生活や経済活動の基盤である健全な生物多様性の保全について、調査・研究し、専門的立場から提言します。」に修正いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p167 教育・研究機関の取組 ※ <u>都民生活や経済活動の基盤である健全なにおける生物多様性の保全つながりについて調査・研究し、専門的立場から提言助言</u> します。

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
109	p169の人材育成について、地域戦略で取り上げた施策を推進するためには、行政の各部署に生物多様性や生態系をよく理解している人材が配置されていることが重要です。しかし、市町村ではこうした人材が不足しており、より都民に近いレベルでの施策が思うように進まないことが懸念されます。市町村でも東京都や特別区の造園職のような職種で職員採用したり、職員を対象とした講座を開設するなど、行政側の人材育成についても、都が主導して取り組んでいただきたい。	都では、外来種に関する区市町村向けの技術講習会、区市町村職員や団体の指導者向けの水生生物調査研修を開催する等、区市町村等への技術支援を行っています。いただいた御意見を踏まえ、今後とも区市町村等への技術支援を推進してまいります。
110	p169について、行動変容に結び付く環境教育の推進に、自然環境を利用しながら守っていた伝統知・地域知の散逸防止と継承を加える必要がある。リード文を「そのため、自然環境を利用しながら守ってきた先人の知恵に学び、子どもだけでなくあらゆる世代の行動変容に結び付けていくために、地域社会と地域の自然に根ざした環境教育を進め、人材育成を行います。」と修正していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、各主体の取組に以下の記載を追記いたしました。 【追記箇所】 p169 行政の取組 ※ <u>自然環境を利用しながら守ってきた伝統知や地域知の普及啓発を行い、次世代に継承していくとともに、地域の自然に根ざした環境教育・人材育成を行います。</u> 【追記箇所】 p169都民の取組 ※ <u>伝統知や地域知を活かした保全活動などに参加し、伝統的な農法や文化について学び、生物多様性への理解を深めます。</u>
111	p169における行政の取組の「生物多様性について学ぶことのできる拠点施設」とは何を指しているのでしょうか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p169行政の取組 ※都内の様々な公園・緑地、水辺などの自然地や <u>植物園・動物園など生物多様性について学ぶことのできる拠点施設</u> において、のほか、インターネット等を活用し、自然環境教育や自然体験活動を促進します。
112	p169について、行政の取組を「都内における生物多様性関連の施設や団体とネットワークを構築し、様々な関係者間との連携・協力を促進し、必要な情報の提供、助言を行うなどの機能を持つ拠点の整備を検討します。」に修正いただきたい。	p166では、「生物多様性の取組を積極的に推進する企業など、様々な関係者間との連携・協力を促進し、必要な情報の提供、助言を行うなどの機能を持つ拠点の整備を検討します。」と記載しています。
113	環境教育・人材育成の効率的・効果的促進の観点から、地域戦略を通じ、都として、国の「人材認定等事業の登録制度」のPRを積極的に行う必要がある。	いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
114	p173について、教育・研究機関の取組を「都民生活や経済活動における消費・調達が与える地球規模の生物多様性に対する正・負の影響について、調査・研究し提言します。」に修正いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p173 教育・研究機関の取組 ※都民生活や経済活動における消費・調達が与える地球規模の生物多様性に対する <u>正・負の影響</u> について、調査・研究し提言します。

第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略

	意見の概要	都の考え方
115	<p>p173の「10-2 資源循環促進による生物多様性への貢献」の行政の取組において、「タバコ等のごみのポイ捨てについての罰金制度の導入検討」を追記すべきである。</p> <p>ポイ捨てタバコに含まれる200種類以上の有害物質（約60種類の発がん性物質を含む）の生物多様性にも影響する汚染のリスクを軽減するには、現状でも犯罪である“ポイ捨て”そのものを、より強い罰則・規制を設けて防止する必要があると考える。路上喫煙の罰金も区によって異なることも問題だと思うため、都条例による制度統一に期待する。</p>	<p>御意見につきまして、今後の各種政策の議論や検討の際の参考といたします。</p>
116	<p>p173について、ごみ拾い活動やイベントをさらに推進させるため、「行政の取組」において「ごみ拾いやごみ拾いイベントを活発化させる土壌づくりを行う」旨の追記を要望する。</p>	<p>区市町村が地域と連携して実施する街の清掃美化推進事業などに対して技術的、財政的支援を行っています。いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。</p>
117	<p>p175について、行政の取組に「都内の野生動植物の最新情報を収集・把握する基礎調査の中で、地球温暖化に伴う生きものの分布域の変化や生物季節の変化についても調べ、都民や民間団体の取組と協力し、変化について発信します。」を追加していただきたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。</p> <p>【追記箇所】 p175 行政の取組</p> <p>※<u>気候変動に伴う生きものの分布域の変化や生物季節の変化についての情報を収集し発信します。</u></p>
118	<p>p175について、都民の取組に「生きものの分布域の変化や生物季節の変化のモニタリングに協力します。」を追加していただきたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。</p> <p>【追記箇所】 p175 都民の取組</p> <p>※<u>生きものの分布域の変化や生物季節の変化のモニタリングに協力します。</u></p>
119	<p>p175について、民間団体の取組に「生きものの分布域の変化に気づくためのイベントや観察会を実施し、モニタリングに協力します。」を追加していただきたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p175 民間団体の取組</p> <p><u>地球温暖化に伴う生きものの分布域の変化に気づくためのイベントや観察会を実施し、や生物季節の変化などをモニタリングに協力します。</u></p>
120	<p>住民参加の積極的活用の欠如が感じられる。都民の組織や活動には多々触れられてはいるが、現状肯定的で、今後の人々の理解や活動の高まりが望めない感がある。</p>	<p>暮らしや経済活動など様々な場面で生物多様性の価値や重要性を発信することで、あらゆる主体における生物多様性の理解の促進を進めてまいります。</p>
121	<p>動物の情報を連絡できる窓口を作っていただきたい。</p>	<p>野生生物に関する情報を連絡できる窓口の設置を検討してまいります。</p>
122	<p>東京都が各自治体に呼びかけ、ナラ枯れ対策会議（仮称）を立ち上げ、被害の実態調査や実際の対策に取り組んでいただきたい。</p>	<p>都では「ナラ枯れ」対策として、ナラ枯れの要因となるカシノナガキクイムシの防除事業や、ナラ枯れ対策に取り組む区市町村への財政支援により対応を行っています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考といたします。</p>
123	<p>戦術や行動計画を明らかにする必要がある。書かれていることが何をすることで実現されるのか読み取れない。</p>	<p>都の取組については、「（仮称）東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」を策定し別途掲載する予定です。</p>

第5章 推進体制・進行管理

	意見の概要	都の考え方
124	推進体制に関して、「区市町村と連携して政策を推進する」という控えめな姿勢ではなく、区市町村に対しては、都が極めて強くリーダーシップをとり、強制に限りなく近い形でも構わないから政策を押し進めるべきである。	区市町村をはじめ各主体との連携を強化し、生物多様性の取組を推進してまいります。
125	推進体制について、各市区町村との連携が謳われているが、どのように連携をとるのか、具体的な方策を示してほしい。	生物多様性の保全と持続可能な利用に関して情報共有を行うとともに、区市町村に対する技術支援等、連携を進めてまいります。
126	「（仮称）生物多様性地域戦略庁内推進会議」のトップを都知事とする必要がある。	
127	今回策定される東京都生物多様性地域戦略においては、「（仮称）生物多様性地域戦略庁内推進会議」が新たに設置され、関係各局と連携した生物多様性関連施策を推進していくと述べられているが、ぜひとも縦割り化した組織を超えて横断的に機能し、円滑に遂行また監視していく役割を担っていただくことを期待する。	（仮称）生物多様性地域戦略庁内推進会議を設置し、関係各局と連携した生物多様性関連施策を推進してまいります。いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。
128	p178の多様な主体との連携などを支える体制の整備の説明について、「都内における生物多様性関連の施設や団体とネットワークを構築し、事業者・NPO等と連携した取組を推進できるよう、様々な関係者間との連携・協力を促進し生物多様性情報、取組活動の関連情報の把握・収集・提供、助言を行うなどの機能を持つ拠点の整備を検討し実現を目指します。」に修正いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 【修正箇所】 p178 ■多様な主体との連携などを支える体制の整備 都内における生物多様性関連の施設や団体とネットワークを構築し、事業者・NPO等と連携した取組を推進できるよう、様々な関係者間との連携・協力を促進し <u>生物多様性情報、取組活動の関連情報の把握・収集・提供、必要な情報の提供、助言を行うなどの機能を持つ拠点の整備を検討し実現を目指します。</u>
129	新戦略を絵に描いた餅としないために、どのように実際の保全活動に結びつけるか、推進体制が非常に重要である。そのためには多様な主体の連携が重要であり、地域別に協議会の設立などにより連携・情報共有・協働等の取組を加速する取組を進めていただきたい。また、事業者と地元の民間団体のマッチング等を都や区市町村が仲介すると効果的な活動が生まれやすくなると思う。	都内における生物多様性関連の施設や団体とネットワークを構築し、事業者・NPO等と連携した取組を推進できるよう、様々な関係者間との連携・協力を促進し、生物多様性情報、取組活動の関連情報の把握・収集・提供、助言を行うなどの機能を持つ拠点の整備を検討し実現を目指します。いただいた御意見は、今後の取組の参考といたします。

第5章 推進体制・進行管理

	意見の概要	都の考え方
130	<p>p180のPDCAサイクルによる進行管理の図もしくは本文に以下を追加いただきたい。「都が進める生物多様性に関する取組の実施状況について報告し」を「都が進める生物多様性に関する取組の実施状況について、各主体の取組状況を把握するプラットフォームを設置して報告し」に修正いただきたい。</p> <p>図についてはPDCAのそれぞれどこが主体として担っていくのか、体制を示すべき。</p> <p>P：東京都環境局 D：行政・都民・事業者・民間団体・教育・研究機関 C：東京都自然環境保全審議会計画部会・学識経験者 A：東京都環境局/行政・都民・事業者・民間団体・教育・研究機関</p>	<p>PDCAサイクルの図について、都を含めた各主体が取り組むものとして整理し、修正いたしました。今後、様々な関係者間との連携・協力を促進する機能を持つ拠点の整備の検討を進め、各主体の取組状況についても把握してまいります。</p> <p>なお、都が進める取組につきましては、p180に記載した「（仮称）東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」として取りまとめ、都としてPDCAサイクルによる進捗管理を行うことから、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p180</p> <p>■（仮称）東京都生物多様性地域戦略アクションプランの公表策定</p> <p>本戦略に基づく都の取組を「（仮称）東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）として取りまとめ、毎年度、東京都環境局のホームページにて進捗状況の公表を行います。<u>都の個別施策の着実な進行管理と見直しを図るため、アクションプランについては点検・評価を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。</u></p>